

温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意

1 源泉名 加塩温泉

2 温泉の泉質 低張性アルカリ性冷鉱泉

3 源泉及び温泉を公共の浴用に供する場所における温泉の温度
源泉における温泉の温度 15.1℃
温泉を公共の浴用に供する場所における温泉の温度 41.0℃

4 水素イオン濃度 pH 10.0

5 ラドン (Rn) 20×10^{-10} キュリー/kg (75 Bq/kg)

6 温泉の成分 (1 キログラム中に含有する成分、分量及び組成)

(1) 陽イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ナトリウムイオン (Na ⁺)	65.3	2.84	96.60
カリウムイオン (K ⁺)	0.4	0.01	0.34
アンモニウムイオン (NH ₄ ⁺)	0.3	0.02	0.68
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	0.3	0.02	0.68
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	1.1	0.05	1.70
陽イオン 計	67.4	2.94	100

(2) 陰イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
ふっ化物イオン (F ⁻)	0.3	0.02	0.68
塩化物イオン (Cl ⁻)	1.8	0.05	1.69
水酸化物イオン (OH ⁻)	1.5	0.09	3.05
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	2.6	0.05	1.69
炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	33.9	0.56	18.98
炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	53.9	1.80	61.03
メタケイ酸水素イオン (HSiO ₃ ⁻)	28.4	0.37	12.54
メタホウ酸イオン (BO ₂ ⁻)	0.4	0.01	0.34
硝酸イオン (NO ₃ ⁻)	0.2	0.00	0.00
陰イオン 計	123.0	2.95	100

(3) 非解離成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
非解離成分 計	0.0	0.00

溶存物質 (ガス性のものを除く) 0.1904 g/kg

(4) 溶存ガス成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
溶存ガス成分 計	0.0	0.00

成分総計 0.1904 g/kg

(5) その他微量成分

項目	mg/kg	項目	mg/kg	項目	mg/kg
銅イオン	0.01 未満	鉛イオン	0.001 未満	カドミウムイオン	0.0003 未満
総ヒ素	0.002	総水銀	0.00005 未満		

7 温泉の成分の分析年月日 令和7年1月9日

8 登録分析機関の名称及び登録番号 愛知県衛生研究所 登録番号 愛知県第1号

9 浴用の禁忌症

病気の活動期 (特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期。

10 浴用の適応症

該当なし

11 浴用の注意事項

(1) 入浴前の注意

- ・食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- ・過度の疲労時には身体を休めること。
- ・運動後30分程度の間は身体を休めること。
- ・高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- ・浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- ・入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

(2) 入浴方法

- ・入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
- ・入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
- ・入浴回数 入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
- ・入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

(3) 入浴中の注意

- ・運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- ・浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- ・めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

(4) 入浴後の注意

- ・身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること (ただし、肌の弱い人は、塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。)
- ・脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

(5) 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

(6) その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

12 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
加水はしていません。

13 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
入浴に適した温度に保つために加温をしています。

14 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨 (ろ過を実施している場合は、その旨を含む。) 及びその理由
衛生管理のため循環ろ過装置を使用しています。

15 温泉に入浴剤 (着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。) を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
衛生管理のため、塩素系薬剤を使用しています。

16 適応症、禁忌症決定年月日 令和7年2月6日

17 決定者 豊田市長 太田 稔

